

へボン訳福音書の時刻名

吉野 政治

〔要旨〕 明治五年〔1872〕十一月九日に、明治新政府は太陰曆を廃して太陽曆にし、時刻制度を昼夜等時の二十四時間制に改めることを通達した。へボン訳の四つの福音書、マルコ伝（明治五年刊）、ヨハネ伝（同）、マタイ伝（明治六年刊）、ルカ伝（明治八年刊）には、その通達の前後の日本における新旧の時刻呼称の変化が反映されている。

〔キーワード〕 へボン訳福音書・明治五年改曆・時刻名

はじめに

安政六年（1859）に來日したへボン（J. C. Hepburn 1815-1911）は明治三年（1870）以前には新約聖書の四つの福音書をへボンの日本語教師であった岡野昌綱の援助によって和訳し

終えていたという。それらの訳は更にブラウン（S. R. Brown）の援助をも得て訂正され、マルコとヨハネによる福音書が明治五年（1872）の秋に出版され、マタイによる福音書がその翌年の春に出版された¹⁾。ルカによる福音書は明治五年に発足した翻訳委員会においてさらに訂正されて、明治八年（1875）に出版されている。

ところで、マルコとヨハネによる福音書が出版された明治五年は、日本の曆法と時刻制度が改められた年である。同年十一月九日付『太政官日誌』九十七号に、太陰曆を廃して太陽曆とし、昼夜で長さが異なる十二時制から一日を二十四に等分する二十四時制に替える通達が載せられている。

一、今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御施行相成候ニ付來ル十一月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事 但新曆鏤板出来次第頒布候事

一、一箇年三百六十五日十二個月二分ち四年毎二一日ノ閏ヲ置候事

一、時刻ノ儀是迄昼夜長短ニ随ヒ十二時ニ相分チ候処今後改テ時辰儀時刻昼夜平分二十四時ニ定メ子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時二分ち午前幾時ト称シ午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時二分ち午後幾時ト称候事

一、時鐘ノ儀来ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事
但是迄時辰儀時刻ヲ何字ト唱来候処以後何時ト称候事

一、諸祭典等旧曆月日ヲ新曆月日ニ相当シ施行可致事

この通達が出される以前に、我が国では十二支を以つてする時刻制(以下「十二支時名」という)、四つより九つまでの数を以つてする時刻制(以下「六つ時名」という)と、既に一部で用いられていた新時刻名とが混在していた。石井研堂著『増訂 明治事物起原』(復刻版、日本評論社1993年刊)に、

本邦従来時刻を称するに、十二支を以てすると、六つ五つ等四つより九つ迄の数を以てする、とあり。外交開けて後、外人に關係ある事には、新時刻を称したれば、一時代の公文書中にも三様四様の呼称あり、最も混乱甚しかり

とある。

「十二支時名」は一日を十二等分する等時制に用いられていたのであり、各区分に子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥の十二支名を順に当てたものである。「十二支名」と「新時刻名」との關係を、太政官通達に添えられた新旧対照表では次のように示している。

午前	零時 <small>即午後十二時</small>	子刻	一時	子半刻	二時	丑刻
	三時	丑半刻	四時	寅刻	五時	寅半刻
	六時	卯刻	七時	卯半刻	八時	辰刻
	九時	辰半刻	十時	巳刻	十一時	巳半刻
	十二時	午刻				
午後	一時	午半刻	二時	未刻	三時	未半刻
	四時	申刻	五時	申半刻	六時	酉刻
	七時	西半刻	八時	戌刻	九時	戌半刻
	十時	亥刻	十一時	戌半刻	十二時	子刻

「六つ時名」は、平安時代に編纂された『延喜式』陰陽寮「諸時擊鼓」の規程の中に、
子午各九下。丑未八下。寅申七下。卯酉六下。辰戌五下。

巳亥四下。並平声。鐘依「刻度」。

とあり、子の刻と午の刻には九つ、未の刻と丑の刻には八つなど鐘を鳴らしたことに始まり、それが時刻の呼称となったものである②。昼と夜との「六つ時名」を区別するために「晝」「明け」「朝」、「昼」「夕」「暮れ」「夜」の語が次のように冠される。

晝九つ	晝九つ
晝八つ	晝八つ
晝七つ	夕七つ
明六つ	暮六つ
朝五つ	夜五つ
朝四つ	夜四つ

この「六つ時名」と「新時刻」との対応を教えたものも民間には出まわった。例えば『維新 御布告往来 二編』（明治六年八月刊）には、

隙なき昼夜二十四時。古き称の九時を十二時として朝夕の。六時は今でも六時也。総て時数の遇なるは。従前の時にして。奇は即其の半なる。例せば一時の半数は。旧称の九時半。二時の重数は八時なり。其他推て知るべき

耳。

とある。

本稿ではこのような明治期の我が国の時刻制度の変化がヘボンの福音書の日本語訳にどのように反映されているのかを見る。

1 原典・英訳・漢訳の時刻表示

新約聖書の原典で用いられている古代ローマの時刻制度は次のとおりである③。

昼間は日の出から日没までを十二等分した。したがって、季節により昼間の長短があり、一時間の長さも異なる。

- 第一時 (午前七時頃)
- 第二時 (午前八時頃)
- 第三時 (午前九時頃)
- 第四時 (午前十時頃)
- 第五時 (午前十一時頃)
- 第六時 (午前十二時頃)
- 第七時 (午後一時頃)

第八時 (午後二時頃)

第九時 (午後三時頃)

第十時 (午後四時頃)

第十一時 (午後五時頃)

第十二時 (午後六時頃)

夜間もまた日没から日の出までを十二等分した時間も用いられたが、日没から日の出までを四刻に分けるものも見られる。

夕方 (日没〜午後十時頃)

夜中 (午後十時〜午前一時頃)

鶏の鳴くころ (午前一時〜午前四時頃)

明け方 (午前四時〜日の出頃)

この「四刻法」はマルコによる福音書の第十三章三十五節に見られる。ギリシャ語原典は次のとおりである(平野保監修川端由喜男編訳『日本語対訳 ギリシャ語新約聖書』教文館1991刊による。印刷の便宜により、ギリシャ語の原文は省き、一語ごとに対訳された日本語を掲げる)。

②あなた方は目をさましておれ ①それゆえに ⑬あなた方は知らないから ③なぜなら ⑭いつ ⑤主人が ④その家の ⑮来るのか ⑥あるいは ⑦夕方か ⑧あるいは

⑨夜半か ⑩あるいは ⑪鶏鳴か ⑫あるいは ⑬夜明けか

ただ、この「四刻法」は、普遍的な自然区分であり、どの国の翻訳者たちにおいてもローマ時代の時刻法によって記述されているとは認識されていなかったのではないかとも思われる。

また、ヘボンが主に参考にしたのはジェームス王欽定英訳(The Authorized Version 1611)とブリッジマン Bridgman・カルバートソン Culbertson による漢訳(『新約聖書』1859)であったようだが、福音書に見られる時刻は欽定英訳では次のとおりであり、すべて原典の時刻法が直訳されている。

【昼の時刻】

○For the kingdom of heaven is like unto a man that is a housholder, which went out early in the morning to hire labourers into his vineyard. And when hee had agreed with the labourers for a peny a day, he sent them into his vineyard. And he went out about the third houre, and saw others standing idle in the market place. And said unto them ; Go ye also into the vineyard, & whatsoever is right, I will give you. And they went thir way. Againe he went out about the sixth and ninth houre,

and did likewise. And about the eleventh hour, he went out, and found others standing idle, and saith unto them, Why stand ye here all the day idle? And when they came that were hired about the eleventh hour, they received every man a penny. (マタイ・第二十章一～九節)

○Now from the sixth hour there was darkness over all the land unto the ninth hour. And about the ninth hour, Jesus cried with a loud voyce, saying, *Eli, Eli, Lama sabachthani*, that is to say, My God, my God, why hast thou forsaken mee? (同右・第二十七章四十五～六節)

○And it was the third hour, and they crucified him. And when the sixth hour was come, there was darkness over the whole land, vntill the ninth hour. And at the ninth hour, Jesus cryed with a loud voice, (マルコ・第十五章二十五～三十四節)

○And it was about the sixth hour, and there was a darknesse over all the earth, vntill the ninth hour. (ルカ・第二十三章四十四節)

○He saith vnto them, Come, and see. They came and saw.

where he dwelt, and abode with him that day : : it was about the tenth hour. (マテオ・第一章二十九～四十節)

○Now Jacobs Well was there. Jesus therefore being wearied with his journey, sate thus on the Well : and it was about the sixth hour. Then inquired hee of them the hour when he began to amend : and they said vnto him, Yesterday at seventh houer the feuer left him. (同右・第四章六節～五十二節)

○And it was the preparation of the Passouer, and about the sixth houre : and e saith vnto the Lewes, Beholde your King.

(同右・第十九章十四節)
次の例は「昼間には十二の時があるのではないか」ところの会話の例である。

○Jesus answered, Are there not twelue hours int he day ? If any man walke in the day, he stumbleth not, because he seeth the light of this world. (ヨハネ・第十一章九節)

【夜の時刻】

○Watch ye therefore : (for ye knowe not when the master of the house cometh at Euen, or at midnight, or at the cock crowing,

or in the morning : (マルコ・第十三章二十五節)

○And the Lord turned, and looked vpon Peter; and Peter remembered the word of the Lord, how he had said vnto him, Behold the cocke crow, thou shalt deny me thrise.

(ルカ・第二十二章六十一節)

右の二例は夜を四刻に分けるものであり、次の三例は十二の時に分ける例である(4)。

○And in the fourth watch of the night, Iesus went vnto them, walking on the Sea. (マタイ・第十四章二十五節)

○And he saw them toiling in rowing (for the wind was contrary vnto them :) and about the fourth watch of the night, he cometh vnto them, walking vpon the Sea, and would haue passed by them. (マルコ・第六章四十八節)

○And if he shall come in the second watch, or come in the third watch, and find them so, blessed are those seruants.

(ルカ・第十二章二十八節)

一方、漢訳聖書で用いられている時刻は、【昼の時刻】には「十二支名」が用いられ、【夜の時刻】には「更点時刻法」が流

用されている。流用というのは、本来「更点時刻法」は一更から五更まで夜を五分するものであるが、新約聖書では四分して一更、二更、三更、四更としていると考えられるからである。また、夜の時刻にはギリシヤ語原典あるいは英訳の「四刻法」の直訳も見られる。

【昼の時刻】

○夫天国猶家主朝出僱工入葡萄園。与工約、一日金一錢遣之入葡萄園。辰尽又出見别有中立於市者。(中略) 日中及未終復出、行亦如之。約申尽、又出見别有間立者。(中略) 僱於申尽者、至各受金一錢、

○自午正至未終。遍地皆暗、約未終、耶穌大聲呼曰、(同右・第二十七章四十五、六節)

○時巳辰盡、釘之十字架。其罪標之上、書曰、猶太人之王。(中略) 自日中至未終、僱地皆暗、當未終時、

耶穌大聲呼曰、(マルコ・第十五章二十五、三十四節)

○時約午正僱地皆暗、以至未終。(ルカ・第二十三章四十四節)

○曰、爾來觀、彼遂來觀其所居。是日偕之居焉。蓋其時

約申正矣。(ヨハネ・第一章三十九〜四十節)

○在彼有雅各井。耶蘇以行途疲倦、故坐於井上。時約日中。(同右・第四章六節)

○問其何時始愈。答曰疇昔未時熱離之。

(同右・第四章五十二節)

○當時為踰越節之備日、時約日中。彼拉多謂猶太人曰、試觀爾王。(同右・第十九章十四節)

次の例は「昼間には十二の時があるではないか」と言っている例であるが、原典の直訳であろう。

○耶蘇答之曰、一日非十二時乎。人若行於日間、則不躡、因見世之光也。(ヨハネ・第十一章九節)

【夜の時刻】

次の三例は「更点時刻法」が流用されているものである。

○四更時、耶蘇履海就之。(マタイ・第十四章二十五節)

○見門徒鼓權甚苦、風逆故也。夜約四更、耶蘇履海就之。若欲過之者然。(マルコ・第六章四十八節)

○或三更至、或三更至、見僕若是、僕福矣。

(ルカ・第十二章三十八節)

次の二例は原典の「四刻法」が直訳されているものである。

○爾故宜儆醒、以不知家主至於何時、或昏暮、或夜半、或鷄鳴、或平旦。(マルコ・第十三章三十五節)

○主回顧彼得、彼得遂憶主語之言、云鷄鳴之先、爾將三言不識我、(ルカ・第二十二章六十一節)

2 ヘボン以前の和訳聖書における時刻名

ヘボン訳福音書に使用されている時刻名を調査する前に、ヘボン訳福音書以前に刊行されている日本語訳に用いられている時刻名を見ておこう。

ギユツラフ (K. F. A. Gutzlaff・中国名善徳纂) の『約翰福音之伝』(一八三七年刊)には「六つ時名」が用いられている(ただし、その時刻の同定は誤っているようである)。

ヒトウユフタ ミニイケ アノヒトタチ ヒトラ ドコニ
オルノヲ ミニイータ。ソノヒ アノヒトタチ ヒトワト
モニナル、ヨツドキラマチル。(第一章四十節)
ソコニヤコプノキドワ、エズ、クムツドキタビラ シテカ
ラツカレテ、キドエコシカケル。(第四章六節)
アノヒトナンドキニ ナラタトトラタ。シモラトコドモユ

フタ、サクジツ、ヨツドキ ニネツヒヤウ ナラータ。

(第四章五十二節)

ベッテルハイム (B. J. Bethelheim・伯徳令) の訳では「十二

支時名」と「更点時刻法」が使用されている。

一八五五年刊『路加傳福音傳』(漢和対訳)

○或二更至、或三更至、見僕如是、其僕福矣。

アルイハ 二更^カ キタリ、アルイハ 三更^{サシカ} キタサテ

シモヲトコラ カゴノ ゴトク スルコトラ ミレバ

ソノシモヲトコ サイワイ ナルカナ。

(第十二章三十八節)

○自日中至^マ末終、僱地幽暗。

マツヒル ヨリ ヒツジニ^マ ラワリニイタル マデ ア

マネク クニ カスカニシテ、 (第二十三章四十四節)

次の例については原典の「四刻法」の直訳と考えられるが、時刻制とは考えられていなかった可能性のあることは先に述べたとおりである。

○主顧彼得、彼得憶^マ主言、鶏鳴之先、将三不識我。

ヌシ 身ヲ カヘシテ ペテロヲ カヘリ ミル ペテ

ロ スナワチ ヌシノ カレニ イツテ、トリ イマダ

ナカザルノ サキ ナンヂ ミ タビ ワレワ シラズ

トイハントス (第二十二章六十一節)

一八七三年刊『路加傳福音傳』

○あるひは 二かう^マ きたり あるひは 三かう^マ きたりて
しもおとこを かくのごとく する ことを みれば そ
の しもをとこ さいはひ なるかな。

(第十二章三十八節)

○まひる より ひつじ^マ の をはる まで あまねく く
に かすかに して (第二十三章四十四節)

次の例は前述のとおりである。

○ぬし 身^マ を かへして ペテロをかへりみる。 ペテロ
すなはち ぬし の かれ に いひて には とり い
まだ なかざるのさき なんぢ 三 たび われを しら
ずと いはんとす と の ことばを おもひ いたし
て。 (第二十二章六十一節)

一八七三年刊『約翰傳福音傳』

○いひ給はく なんぢよ きたりて見よ。 つひにきたりてそ
のすむところを見る。ときすでにざるなりければ、かの日
ともにすむ。 (第一章四十節)

○こゝにやこべのゐがわありあり。系そたびゆきにつかれる
によつてゐがわにぎす。ときたいがいまつひる

(第四章六節)

* 「ときたいがいまつひる」は「時、大概真昼」の意で
あろうか。

○とふ なんのときになほりはじまりたるや。いはく きの
ふ ひつじのときねつびやう しりぞきたり。

(第四章五十二節)

ゴーブル (Goble) の『摩太福音書』(明治四年「1871」
刊)は、ギユッラフとベッテルハイムの訳は、外国で訳され、
外国で出版されたものであるのに対して、ヘボンと同じく日本
で訳され、日本で出版されたものである。用いられているの
は、ギユッラフと同じく「六つ時名」である。

○よの なつごころに うみのうへを あるいて イエスウ
が かれらに ゆき たまふた (第十四章二十五節)

○けだし てんのごせいじは その ぶだうばたけに ひや
うを やとふに はやく ゆいた いへぬしの ごとし
かつ いち にちに しち ひやく ごじう やといびと
たち を きめて そのぶだうばたけに かれらを つか

わたした また いつ、はんに いで ゆきて いちに あ
そんで いる ほかの ひとを みた かつかれらに
いわく あなたも また ぶたうばたけ系 ゆけよ また
なに でも よろしい ほど われ あなたに あたへる
であらふ そうして かれらは ゆいた また こゝの

つと やつ はんの ときに いで ゆきて おなじ こ
とを した すなはち なつ はんの ときに ゆき
て ほかの たつて おる ものは みつけ かれらに

いふ (中略) かつ ひくれに なつた ときに ぶだう
ばたけの あるじ その ばんとうに いふ はたらけ
手を よび あとの もの より はじめの ひと まで
やとい ちんを はら系よ かつ なつ はんに きた
もの まいつて おの おの、ひと しち ひやくご
じう うけ とりました (第二十章一―九節)

○さて こゝのつの とき より やつ はん まで くに
ぢうが くらく なつた そうして やつ はん ごろに
イエスウが おゝきな 系に さげんで いわく へり
へり レマ サバキタニ ときあかして いへば わが
神^{カミ} わが 神^{カミ} なぜ あなたが われを すてたか

(第二十七章四十五〜四十六節)

ネーサン・ブラウン (N. Brown) の『志無也久世無志与』

(明治十三年 [1879]) もまた日本国内で訳されたものである

が、本文にもさまざまな時刻が用いられており、それぞれの用例の傍らにローマ書きされているものにも本文とは異なる時刻名が記されているものもあり、特にヨハネによる福音書の例は原典の時刻をローマ字で傍書しているのが注目されるが、本文によって整理すれば次のとおりである。

「六つ時名」

○よのななつごろに 糸す みづうみを あるき かれらに

きたりしが (マタイ・第十四章二十五節)

○かれ またいつ、はん anwa, kai どき goro いで、 いちばに

ひまにて たちたる も のを みて (中略) また

junji goro sanjo goro こゝのつ goro やつはん goro いで、 おなじくな

せり、 godo goro なつはん goro また いで、 (中略) なつ

はん goro よりをる ものども きたりて

(マタイ・第二十章三〜九節)

○かぜ さからふ ゆゑに だしどもが ふねを こぐに

なやみたるを みて あけ ななつごろに みづうみを

あるき きたりて かれらを とほり すぎんと せり。

(マルコ・第六章四十八節)

「更点時刻名」

○もし 一更 haku にかう 三更 あるひは さんかう に きたりて かく

のごとく その まちをるを みば この しもべは

さいはひ なり。 (ルカ・第十二章二十八節)

「十二支時名」

○むまの Hru, iini, i: tori, sami, made こくより ひつじの こく はん まで その

くにちう くらく なれり。 ひつじの こく はん ころ

糸す おほごゑに さけんで、

(マタイ・第二十七章四十五、六節)

○たつの こく はんにかれを はりつけたり。

(マルコ・第十五章二十五節)

○むまの Mmano, koku こく すぎ より ひつじの こくはんまで そ

のくにちう くらく なれり。 ひつじのこく はんにか

糸す おほごゑに さけんで

(マルコ・第十五章三十三〜三十四節)

○ときは およそ iini, i: goro むまの こく なりしが sanji, i: hana ひつじのこ

くはんにか いたるまで くにちう くらく なり、

「新時刻名」

(ルカ・第二十三章四十四節)

○ときは Gepomni, iudoki ひるの よじ ころ なりき。

(ヨハネ・第一章三十九節)

○かしこに やぶの いどあり。ゑす たびのつかれにて

いどの Gepomniwa, かたはしに させり。ときは ひる ろくじ
dai rakudoki

ころ なりき。 (同右・第四章六節)

○きにな かれらに その いえ そめし ときを たつね

しかば Grikano gepomni, manatsi doki きのみふ しち ちに ねつ さめたりといへ

り。 (同右・第四章五十二節)

○ときは 1, 2, 3, 9, 11 rakudoki; すぎこしの そなへびにして およそ ろくじ
7, 8, 10, s

なりき。 (同右・第十九章十四節)

次の例は原典の「四刻法」の直訳とも考えられるが、そうではない可能性も考えられることは先に述べたとおりである。

○ゆゑに きを つけよ なんぢら いへの あるじの か

へる Yonuka ときは ゆうべ あるひはよなか あるひは
nivatori

にわとり anawa なく ころ あるひは よあけ なるやをし

らざればなり (マルコ・第十三章三十五節)

○きみ Petono へてろを かへりみたれば、へてろ きみの こと

ば すなはち こんにち にはとり なくまへに なんぢ

みたび われを しらずと いはんと かたられしを お

もひいだし、 (ルカ・第二十二章六十一節)

○ゑす ウチ こたへ けるは、いち にちの うちに じうに

とき あるに あらずや。 (ヨハネ・第十一章九節)

3 ヘボン訳の時刻名

さて、ヘボン訳福音書に用いられている時刻名を刊行された順に見ていくことにする(原文にある振り仮名は必要と思われるもの以外は省く)。

3-1 『馬可傳』(明治五年秋刊)の時刻名

「マルコによる福音」には【昼の時刻】が一箇所四例、【夜の時刻】が二箇所見られるが、【昼の時刻】は漢訳と同じく「十二支時名」が用いられている。

○た辰なかばの半時なころな耶穌を十字架につけし まその罪状ざいじょう標ひょうにユダヤ人の王うとかなれたり。(中略) 午ひるまの刻ときより未ひのなかなばにいたるまでその土地とちみな暗くらくなりぬ。ひつじひつじのなかなばころ耶

蘇大声によばゝりていひけるは、

(第十五章二十五―三十四節)

【夜の時刻】の一つは「六つ時名」が用いられている。

○風逆らふゆゑにでしが舟をこぐにつかれたるをみて、あけつ曉七

つ時じまころゝ⑤耶蘇海上 をあゆみきたりて過んとするに、

(第六章四十八節)

もう一つは、

○ゆゑに汝らも目をさませよ。いかにとなりば家のあるじか

へる時は、あるひは夕あ るひは夜半あるひは鶏鳴ころあ

るひは平旦をしらざるゆゑなり。 (第十三章二十五節)

であるが、この例についてはヘボンもまた、ローマの夜の時刻

制度として訳していないのかもしれない。ちなみにヘボン以後

の和訳聖書でもまた同じように訳されている。

【明治元訳】是故に爾曹も怠らずして守れ。蓋家の主人ある

ひは夕ああるひは夜半あるひは鶏鳴時あるひは早晨に帰る

かを知ざれば也。

【大正改訳】この故に眼を覺しをれ、家の主人の帰るは、夕

か夜半か、鶏鳴ころか、夜明か、いづれの時なるかを知

らねばなり。

【新共同訳】だから、目を覺ましていなさい。いつ家の主人

が帰つて来るのか、夕方、夜中か、鶏の鳴くころか、明

け方か、あなたがたには分からないからである。

3-2 『約翰傳』(明治五年秋刊)の時刻名

ヨハネによる福音書には【昼の時刻】しか見られない。ヘボン訳には「十二支時名」と「六つ時名」とが用いられている。

○こゝにヤコブの井あり。耶蘇たびのつかれにて井のかたは

らに坐せり。そのときは 午刻ころなり。 (第四章六節)

○その日はすぎこしのまつりのそなへなり。や、日中ころピ

ラトユウダヤ人にいひけるは、なんちの王をみよ。

(第十九章十四節)

右の二例の本文には漢訳と同じ漢字を用いているが、振り仮

名には「六つ時名」が用いられており、次の二例は「六つ時

名」が本文として用いられている。

○かれらきたりてみよといふ。つひにきたりてそのやどると

ころをみ、この日ともにや どれり。時は夕なつなり

(第一章四十節)

○くだるとき、そのしもべどもこれにむかひ、なんちの子い

きるとのべければ、かれらに癒^いそめしときをたづぬるに、こたへて、きのふ八つころに熱^いさめしといへり。

(第四章五十二節)

おそらくヘボンが当初この『約翰傳』でも『馬可傳』と同じく漢訳に倣つて「十二支名」で訳していたものと思われる。それを後にギユツラフまたゴープルの訳に見られるように、民間で用いられている「六つ時名」に変えたのであろう。「午刻」と「日中」の漢字表記が残されたのは、これらの語は民間にも用いられていたからであろう(「午刻」は明治五年『太政官日誌』九十七号に添えられた新旧対照表にも用いられていた)。

次の「十二時」(振り仮名はない)は昼の時刻の総数である。○耶蘇こたへけるは、一日のうち十二時あらずや。人もしひるにあるかばつまづかじ。そはこのよのひかりをみるによつてなり。(第十一章九節)

前述のように、ギリシヤ語原典では昼間の時間は日没から日の出までを十二等分し、第一時から第十二時と呼ばれていた。

ギリシヤ語原典は

オウキー ドデカ ホーライ アイシン テース ヘメラ

ス(昼は十二時あるではないか)

である。英訳でも、

Jesus answered, Are there not twelve hours in the day? If any man walk in the day, he stumbleth not, because he seeth the light of this world.

と訳されている。漢訳でも前掲のように同様に直訳が採られている。ギユツラフ訳でも、

エズ、クヘントユタエル。イチニチノヒワ ジュニトキアル、ヒルドキニ アヨブヒト セカ井ノヒカリヲミテ ケツマツカヌ。

とある。ヘボンの訳は直接的には漢訳聖書を読み下した形であるが、他の時刻の訳との間で矛盾があることになる。ベッテルハイム訳は次のように訳されており、この点の齟齬はないことになる。

糸^いそのいひ給はく、ひる六ツときにあらずや。人ひるゆきてつまづかず。よつて此せかいのひかりを見る。

3-3 『馬太傳』(明治六年春刊)の時刻名

この福音書のヘボン訳では、「昼の時刻」には「新時刻名」が用いられている。

○それ天国は朝はやく葡萄ばたけにはたらくものをやとひにいでたる主人に似たり。は たらくものには一日に金ひとつをあたへんと約束して、これらを葡萄どうばたけにつかはせり。また九字ころいので、まちにひまにてたちるものをみて、かれらに汝も葡萄 どうばたけにゆけ、相當のあたひをあたへんといひければ、これまたゆけり。また 十二字と三字ころいので、まへのごとくなせり。五字ころいで、ほかにひまにてた ちたるものにあひかれらにひけるは、終日ひまにてこゝにたつはなんぞや かれらい ひけるは、われらをやとふものなきゆゑなりと。かれらにいひけるは、汝もまた葡萄 どうばたけにゆきて相當の価をうべし。日くれにぶどうばたけのあるじその家のをさに いひけるは、はたらくものどもをよびて、あとのものをはじめとしてさきなるものま でこれにあたへをはらふべしと。五字ころいによとはれしものどもきたりて金ひとつ、をうたけたり。

(第二十章一〜九節)

これらの例には「六つ時名」の振り仮名が振られているが、次の例では「〇じ」と振られている。

○ともに十字架につけられし盗賊もおなじく耶穌をのゝしれ

り。ひる十二字より三字までその土地みなくらくなりぬ。三字ころ耶蘇大声によば、りて、エリ エリ ラマサダクタニといへり。これを訳ば、わが神なんぞわれをすてたまふやとなり。(第二十七章四十四〜六節)

新しい時刻「〇時」に「〇字」を用いた例は、『明治事物起源』によると『岡田日記』(岡田撰蔵著)の慶応四年閏五月十日に、

第十字上海に着(何字は時の名なり。西洋一般、一昼夜を二十四時間に分つ。今我時と混ぜんことを恐る。故に言相通ずるを以て、記中仮に字の字を用ゆ)

とあるのが「古き方」のようである。管見でも同年の二月に出された『太政官日誌』創刊号に、

一 亦曰今日必相分ルベシト雖弥確定スルハ明十五日ト定ムベシ。然ラバ明十五日十字ノ朝米国公使館ニ於テ再會シ各般ノ諸事件ヲ約定セン。

と見えるものが最も早い。以降、『明治事物起源』には明治元年頒布の兵学校規則、公議所開期公布、明治五年の汽車の時間表の例があげられており、松井利彦氏の調査に拠れば(6)、明治五年の『新聞雑誌』『郵便報知新聞』『東京日々新聞』には

「時」の字はなく「字」の字ばかりが用いられているという。

ところで、前掲の明治五年十一月九日付『太政官日誌』九十
七号の通達の但し書きに、「何字」の表記を廃し、「何時」とす
る（但是迄辰儀時刻ヲ何字ト唱来候処以後何時ト称候事）
とあった。

フルベッキによると、この『馬太傳』の翻訳は他の福音書よ
り早く、慶応三年（1867）に成ったようである。したがって、
この書の時刻名は最初は「十二支名」が用いられていたものと
思われる。それが「六つ時名」に変えられ、さらにまた「新時
刻名」に改められたと推測される。しかし、刊行されたものに
「新時刻名」で「字」が用いられていることは、少なくともこ
の書の版下は明治五年十一月九日以前に、それもその日に近い
頃に書かれたということになる（二）。

しかし、【夜の時刻】は「新時刻名」ではなく、『馬可傳』の
場合と同じく「六つ時名」が用いられている（ただし、「夜
とあるのは「暁」の誤りである）。

○夜七時ごろ耶蘇うみのうへをあゆみてでしにいたれり。

（第十四章二十五節）

3-4 『路加傳』（明治八年春刊）の時刻名

前述のように、この『路加傳』の訳文はヘボンが私的に完成
していた訳文が翻訳委員社中（委員会）で再検討されたもので
ある。したがって、訳文は翻訳委員会としての翻訳方針が色濃
く影響したものとなり、これまでのヘボンの福音書の訳
文とは異なっている。翻訳委員会はこの福音書を明治九年の春
に公刊しているが、その前年にヘボンもまた個人訳として刊行
している。両者の訳文には少しの違いがあるが、ほぼ同じであ
る。

このルカによる福音書では【昼の時刻】は次の一箇所だけで
ある。

○時午正ごろより三時にいたるまであまなく地のうへ黒暗と
なれり
（第二十三章四十四節）

「午正」は漢訳聖書と同じ用字であるが、振り仮名では「新
時刻名」が用いられている。「三時」は漢訳では「未終」であ
るが、ヘボンは「新時刻名」で訳し、しかも『太政官日誌』の
通達のとおり、「時」の字を用いている。

しかし、【夜の時刻】は「三更」「三更」が用いられている。

○あるひは三更あるいは三更に主人きたりてしかなせるを見

なばこの僕はさいはひなり。

(第十二章二十八節)

へボンの『馬大傳』『馬可傳』では夜の時間にも「六つ時名」が用いられていたが、ここでは漢訳に従っている。あるいは翻訳委員社中の漢訳聖書重視の考え方に従ったのであろうか。あるいはまた、夜の時刻についてはどのように訳すか定まった考えを持っていなかったのであらうか。ギリシヤ語原典は「カンエン テー デウテラ カン エン テー トリテイン フラ ケー エルサー」〔第二番目あるいは第三番に来て〕であり、英訳の「And hif he shall come in the second watch, or come in the third watch, and find them so, blessed are those servants.」はそこの直訳である。

○主身を転てペテロを見たまへり。今日にはとり鳴くまへに三次われをしらじといはんと主のいひたまひし言をペテロおもひいだし (第二十二章六十一節)

もまた夜の時間であるが、これについては前述のとおりである。

4 ヘボン訳その後

4-1 明治元訳(委員会訳)の時刻名

新約聖書翻訳委員会の福音書の訳はヘボン訳を基にしたものであるが、時刻名についてはヘボンのものと異なっている(『路加伝』だけが両者一致するが、これはヘボンの『路加伝』は委員会での検討を経た後に刊行されたものであることによるものと考えられる)。

委員会訳は明治五年(1872)十一月九日付『太政官日誌』九十七号の「昼夜平分二十四時二定メ子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時二分チ午前幾時ト称シ午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時二分チ午後幾時ト称候事」という通達に従って時刻訳をしている。例外はルカ伝福音書の第十二章二十八節の「二更・三更」という夜の時刻についてだけである。マタイ伝福音書第十四章二十五節「夜の四時ごろ」とあり、マルコ伝第六章四十八節に「晝の四時」とあるので、ルカ伝だけ「更点時刻名」であるのは不徹底と言える。

前節までに取り上げた福音書の時刻名の全用例が委員会訳で

はどのようになっていたのかを次に示す（明治十三年刊『新約全書』米國聖書會社、日本横濱印行の本文による）。

『馬太伝福音書』

○第十四章二十五節「夜の四時ごろ」

○第二十章三〜九節「九時ごろ」「十二時と三時ごろ」「五時ごろ」「三時ごろ」

○二十七章四十五・四十六節「昼の十二時より三時に至るまで」「三時ごろ」

『馬可伝福音書』

○第六章四十八節「暁の四時ごろ」

○第十三章三十五節「夕あるひは夜半あるひは鶏鳴時あるひは早晨」

○第十五章二十五〜三十四節「朝の第九時」「第十二時より三時」「第三時」

『約翰伝福音書』

○第一章三十九節「昼の四時ごろ」

○第四章六節「昼の二時ごろ」

○同右五十二節「昼の一時」

○十一章九節「一日の中に十二時あるに非ずや」

○第十九章十四節「十二時ごろ」

『路加伝福音書』

○第二十三章四十四節「十二時ごろより三時」

○第十二章三十八節「或は二更あるいは三更」

○第二十二章六十一節「鶏なく前」

4-2 原典主義の時刻記

ところで、英訳聖書は原典の時刻制度で訳されていた。日本語訳でもネーサン・ブラウンの『志無也久世無志与』ではヨハネ伝だけが原典の時刻制度が用いられていたが、これを漢字仮名交じり文にした浸礼教会版『新約全書』（明治十九年〔1886〕刊）では、『留加伝福音書』第十二章二十八節のみ「二更あるいは三更」のままである以外は、すべて原典の時刻になっている（引用の振り仮名は必要と思われるものだけ示す）。

『馬太伝福音書』

○天の政は朝夙く出て葡萄園に労者を傭ふ家の主人の如し。労者と一日に銀一銭を与んと約て彼らを葡萄園に遣せり。三彼又第三時頃出て市場に閑にて立る者を見て、爾曹も葡萄園に往我相当の雇銭を払んと曰ければ彼等往けり。

又第六時頃と第九時頃に出て同く為り。第十一時頃復出て他の立たる者に遇て（中略）第十一時頃に雇者等来て各一錢を受けたり。

（第二十章一〜九節）

○第六時より第九時に至る迄其國中暗くなれり。第九時頃イエス大声に叫んで、

（第二十七章四十五、六節）

『馬留古伝福音書』

○彼を十字架し時は朝第三時なりき。 （第十五章二五節）

○真昼第六時に及び第此の時より第九時に至る迄其國中暗なれり。第九時頃イエス大声に叫て

（十五章三三、四節）

○是故に儼醒よ爾曹家の主人の甦る時は夕或は夜半或は

鶏鳴頃或は平旦なるかを知らざればなり。

（第十三章三十五節）

『留加伝福音書』

○時は凡そ昼第六時なりしが第九時に至るまで全国暗く為れり。

（第二十三章四十四節）

○今日鶏鳴く前に三次我を推辞ん

（第二十二章六十一節）

○イエス彼等に来り見よと云ひければ、彼等往しが其宿る所

を見て是日彼と偕に宿れり。時は昼の十時頃なりき。

（第一章三十九節）

○彼所にヤコブの井有り。イエス旅の疲倦にて井戸の傍に坐せり。時は第六時頃なりき。 （第四章六節）

○貴人彼等に其愈初し時を尋しかば、昨日七時に熱醒たりと云へり。 （同右五十二節）

○イエス答へけるは、一日の中に十二時あるに非ずや。人若し昼歩かば是世界の光を見るに由て蹶かず。 （十一章九節）

○時は踰越の備日にして凡そ六時なりき。ピラト、ユダヤ人

に言けるは、見よ、是れ爾等の王なり。 （十九章十四節）

原典主義は永井直治訳『新契約聖書』（昭和三年〔1928〕）挺身舎刊）でも採られている。本書は「孰れの英訳をも和訳を

も、また支那訳をも参考」にせず、「千八百七十二年に出版せられたロベルトステハヌスの第三版を、語を逐ふて直訳せるもの」（「小引」）である。マタイ伝の第二十章一〜九節を例に

挙げる。

一そは天国は夜明とともに出て来りて、その葡萄園に働き人を雇はんとする、家の主人なる人に等しければなり。二

かれは働き人と一日に一デナリの約束して、これをその葡萄園に使はせり。三また第三時の頃出で来りて、空しく市

場に立てる他の者を見て四彼等にいへり、汝等も葡萄園に
往け、されば何にても義しきものをわれ汝等に与へん。五
乃ち彼等は往けり。復た彼は第六時と第九時との頃出で来
りて等しく為せり。六また第十一時の頃出で来りて、彼は
空しく立てる他の者を見出だせり。(中略)九かくて第十一
時の頃(雇はれたる)者到りて、おのおの一デナリを受け
たり。

また、大正六年に出版された『改訳 新約聖書』(大正改
訳)は「明治元訳」と同じく現在の時刻制で換算してすべて
「〇時」と訳しているが、『使徒行傳』第二十三章二十三節の
「今夜、九時ごろ」とあるのも同じである)、ヨハネ伝だけは原
典の時刻で訳されている(8)。

イエス言ひ給ふ「きたれ、然らば見ん」彼ら往きてその留
りたまふ所を見、この日ともに留れり。時は第十時ごろな
りき。(第一章二十九節)

此処にヤコブの泉あり。イエス旅路に疲れて泉の傍らに坐
し給ふ。時は第六時頃なりき。(第四章一六節)

その癒えはじめし時を問ひしに「昨日の第七時に熱去れ
り」といふ。(同右五十二節)

この日は過越の準備日にて、時は第六時ごろなりき。ピラ
ト、ユダヤ人にいふ「視よ、なんぢらの王なり」
(第十九章十四節)

おわりに

ヘボンの『和英語林集成』初版(慶応三年〔1867〕刊)で
は、「十二支時名」「六つ時名」が、西洋の時刻制で説明されて
いる。例えば「NE、子、子」の項に「Ne no toki, 12 o'clock at
night」とあり、「Ushi, ウヰ、牛、丑」の項に「ushi no toki, 2
o'clock A. M.」「TORA, トラ、寅」の項に「Tora no toki, 4 o-
clock A. M.」など見えるのは「十二支時名」を説明したもの
であり、「JU、ジ、時(Toki)」の項の「Hiru roku ji, the six hours
of the day. Jū-ni ji, 12 o'clock」「Toki」の項に「Toki no kane, a
bell on which the hours are struck」とあるのは「六つ時制」を説
明したものである。ヘボンは最初から日本で用いられている時
刻制については、正しく理解していたようである(9)。ネーサ
ン・ブラウンの『志無也久世無志与』(明治十三年)には、さ
まざまな時刻名が一書のうちにも混在しているが、ヘボンは一

つの時刻に統一しようとしていた。最初は「十二支時名」を用いたようだが、それは漢訳聖書に倣ったものであろう。しかし、それが日本では公的文書などに用いられるだけで、庶民の時刻制ではないことを知り、「六つ時名」を用いるようになったようである。この時刻名は、漂流民の日本語を学んだギョウラフの訳でも、彼の住む近在の人の日常語で訳したとされるゴープルの訳でも用いられていたものでもあった。しかし、日本において新時刻制が制定されると、ヘボンはそのを用いた。

内村鑑三は「聖書を日本人の書と為すは至難の業である。先づ之を原本に於て原語に由りて読みこなさざるべからず。而して其精神信仰を我有と為さざるべからず。我れ自身が聖書人と成らざるべからず。而して自身が聖書化され、聖書が自身に在りて日本化せられて後に、之を解し易き日本語を以つて言表はさざるべからず。まことに『誰か之に堪へや』である」(永井直治訳『新契約聖書』「序言」)と言っているが、ヘボンが原典主義を採りながら、英訳聖書のようにギリシャ語原書の時刻を直訳することをせず、庶民の時刻で訳し、新時刻制が公布されると即座に対応しようとしたのは、庶民の生活の中で聖書が読まれることを願っていたことを示すものと思われる。

〔注〕

(1) グリフィス (W. E. Griffiths) "Hepburn of Japan" (佐波巨編著『植村久正と其の時代』第四巻 p.58 から引用)

Before 1870, Dr. Hepburn had translated the four Gospels with the help of Okano, and these were revised by Dr. S. R. Brown and himself, with Okano's assistance, and published: Malk and John in the autumn of 1872, and Mathew in the spring of 1873.

フルベッキ (G. F. Verbech) "History of Protestant Mission in Japan" (高谷道男著『ドクトル・ヘボン』(牧野書店) pp.307-8 から引用)

ヘボン博士は既に馬可傳と約翰傳の最初の翻訳を、完了はして居ないがとに角着手して居り、一八六七年に博士はバラ氏、タムソン氏と共に「馬太傳」の最初の翻訳を完了した。一八七二年 S・R・ブラウン博士とヘボン博士は此の翻譯文の出版の準備をする為め之の改訂に着手した。しかし之が完了する以前にヘボン博士は欧州經由日本を去つて合衆國に向かった。従つてタムソン氏は此の仕事についてヘボン博士に代りブラウンと共にそれを

完成した。この書即ち「馬太傳」は翌年（一八七三年）印刷に附せられた。

- (2) 橋本万平著『日本の時刻制度』（塙書房、昭和四十一年刊）pp.99-102

- (3) 『聖書事典』（日本基督教団出版局、昭和三十六年刊）による。ヘボン・山本秀煌編纂『聖書辞典』（基督教書類会社、明治二十五年刊）にも次のようにある。

ユダヤにては其時刻の算方全く異なり、其昼の時刻を我国の時刻に比較るに、我午前六時を日出とすれば、我午前九時は即ち彼の三時にして、我正午十二時は彼の六時、又我午後三時は彼の九時となるなり。バビロンへ俘囚とならざる前、ユダヤ人は夜分を三更に分てり。即ち日没より我十時までを初更と云、我十時より午前二時までを中更と云、二時より曙天に至るまでを朝更と云へり。新約聖書に於てはロマの風に從ひて夜分を四更に分てり。即ち夜の六時より九時までを初更となし、之より順次に、十二時、三時、六時に至るまでを二、三、四の更となせり。

- (4) 『使徒行伝』に次の例がある。

And he called unto him two Centurions, saying, Make ready two hundred soldiers to go to Caesarea, and horsemen three score and ten, and spearmen two hundred, at the third hour of the night

- (5) 不等時制における「晝七つ」は、冬至の日の東京では午前四時頃、夏至の時は午前二時半ごろである（注②pp.131-134）。

- (6) 松井利彦「新漢語「時間」の成立と《時》の表示法」（神戸松蔭女子学院大学研究室編『文林』40、2006、3発行）

- (7) このことについては既に佐波巨氏が指摘している（『植村久正と其の時代』第四卷 pp.578）。佐波氏は「この馬太傳二〇ノ一に、『時』といふ文字の代りに『字』が使用され、しかして、それぞれのルビには、時刻の呼称が『このつ』『やつ』『なつ』等となされてゐる」ことを指摘し、これは「本書が印刷された時期を確定するため、甚だ有力なる好資料である」としている。「といふのは、明治五年末に、改曆の詔書をたまはり、且太政官布告を以て、『太陰曆を廃し太陽曆を御頒行相成候』とありて、

その時以来、公に『字』を『時』に改め、時の称呼も、新に制定した時間割の数字通りにするようになされたので、かうした文字の用法並に時刻の称呼から推して、本書が印刷されたのは、その時（即ち明治五年末）以前でなければならぬといふことが、自ら決定されるからである」。

ちなみに、『路加傳』と同じ明治八年には嘉魯日耳斯(C. Carothers) 関・加藤九郎訳の『略解新約聖書 第一冊馬太』が刊行され、翌年には同『第二冊馬可』が刊行されているが、これらの時刻は「新時刻」で「〇時」と表記されている。

- (8) 渡瀬主一郎「新約聖書に於ける時に關する一考察」(『基督教史学』第五輯一九五四年発行)に、「ヨハネ伝のみはロマ時で、その他のものは別なものとの考えに基づくものである。その上に今一つ重要な原因はヨハネ伝の一九ノ一四のピラトがイエスを十字架につけた十二時と、マルコ伝一五ノ二五の九時とがつね時間が合わないということが、ファンダメンタリストに対しての恐れから字義訳にしてあるとされて居るのである」という説明がある。

- (9) 一週間七日の曜日名は、『和英語林集成』では初版(慶

応三年〔1867〕刊)には見られない。ただし「MAWARI 廻 a period of seven days, (in taking medicin.) Kuszri wo h`to mawari nomu, ta take medicine one turn of seven days.」とあり、七日を一単位とすることはあつたようである。また、二版(明治五年〔1872〕)の英和の部に「Sunday Ansokunichi, yasumi, dontaku, nichiyobi」とあるが、この nichiyobi(日曜日)は安息日・休日の意味であり、三版(明治十九年〔1886〕)に至つて、「GETSUYOBI ゲツヨウビ 月曜日 n. Monday.」以下すべての曜日の名が現われる。ちなみに古くから具注暦などに見られる「七曜」は陰陽五行に七曜を配して吉凶を占うもので、天文学に基づく西洋の七曜暦ではない。